廿日市市ケアプランデータ連携システム普及促進事業
支援業務委託仕様書

1　業務名

廿日市市ケアプランデータ連携システム普及促進事業支援業務（以下「本業務」という。）

2　目的

高齢化社会の進行に伴い介護サービスを提供する事業所の負担は増加を続けている。また、生産年齢人口の減少による介護人材の不足も大きな課題となっている。

そこで廿日市市（以下「本市」という。）に所在する居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所に対し、ケアプランデータ連携システム（以下「システム」という。）の導入を支援することで、各事業所における業務効率化、生産性の向上を図り、負担軽減に寄与することを目的として実施する。

3　履行場所

本市に所在する居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所

その他発注者が指定する場所

4　事業実施の対象

市内居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所（約２００事業所）

このうち、直接介入して連携システムの導入支援をする事業所数として、20 事業所以上に着手すること。

5　契約期間

契約締結の日から令和９年３月３１日までとする。

6　業務概要

(1)　説明会及び研修会の開催

参加を希望する市内居宅介護支援事業所、介護サービス事業所に対して本事業の目的、事業計画等の説明会を２回以上開催すること。

また、事業参加を促進するための生産性向上をテーマとした研修を開催すること。対面、オンラインどちらの開催方法でも可とし、対面の場合は委託者と協議のうえ、会場（山崎本社みんなのあいプラザ貸室）を委託者が用意する。なお、説明会及び研修会は同時開催でも可とする。

(2)　ケアプランデータ連携システム導入直接介入支援

システムの導入支援については、市内居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所

に直接的に介入することとし、システム導入の完了まで支援を行うこと。また、システム導入にあたっては、必要に応じてシステムを活用した業務運用フローの見直し等も支援すること。

システム導入支援の方法については、対面・非対面のどちらでも可とし、 システム導入支援に必要な資料等は、既存資料の活用でも可とする。ただし、市内居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所においては、オンラインでの対応が難しい場合もあるため、必要に応じて対面での対応を行うこと。

なお、支援にあたっては、事業所がシステムを導入後、継続して活用できるよう最大限留意すること。

(3)　ケアプランデータ連携システム活用支援（問合せ対応等）

市内居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所がシステムを活用する際、必要に応じて問い合わせ対応等の支援を行うこと。なお、システム活用に係る支援（問い合わせ対応等）の方法については、対面以外の方法で行うことも可とする。

なお、支援にあたっては、事業所がシステムを導入後、継続して活用できるよう最大限留意すること。

(4)　効果測定調査

受託者は本業務における分析や効果の報告のため、市内居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所へのヒアリング調査やタイムスタディ等の調査を実施すること。なお、調査については原則システムの導入前後にて行い、システムを活用したことによる効果を具体的に測れるよう対応すること。

(5)　業務報告書及び好事例集の作成

受託者は、実施した業務について、その実施内容等を記載した業務報告書を作成すること。また、ヒアリング調査やタイムスタディ等調査結果やシステムを導入・活用したことによる好事例などを基に、より多くの市内居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所に対して、システム導入を促すための周知に活用できる、分かりやすい事例集を作成すること。

7　本業務において納品する書類等については次のとおりとする。

(1)　提出先は廿日市市役所健康福祉部高齢介護課とする。

(2)　提出部数は次のとおりとする。

ア　電子情報：CD-R１部

イ　業務報告書紙面：２部（本業務で使用・作成した資料すべてを含む書類を整理して添付すること）

ウ　好事例集：３０部

(3)　提出期限は令和９年３月１９日（金）とする。

(3)　データは直接印刷が可能な解像度の完成原稿の形（PDF）についても格納するものと

する。また、編集が可能なデータ形式で原稿、根拠資料等一席を納入するものとする。

(4)　本契約において納入される成果品の著作権（著作権法第２７条及び第２８　条の権利を含む。）は、委託者に帰属するものとする。なお、受託者は、成果品（著作権の帰属にかかわらない。以下同じ。）につき、委託者に対し、著作権法第１８条から第２０条までの著作者人格権を行使しないものとする。また、成果品について、横展開における好事例等として、委託者がこれを利用し、提示若しくは提示を受け、内容を公表し、業務の目的と態様に応じて内容を改変することに係る一切については、各当事者は、いずれも受託者を含めた相手方の同意や確認及び対価の支払いを要せずにこれを行うことができるものとする。

8　実施体制

(1)　「6　業務概要」の「(2)　ケアプランデータ連携システム導入直接介入支援」の実施に際し、本市へ定期的に現地訪問することが可能な体制とすること。

(2)　受託者は、委託者との情報共有、進捗・課題管理を行う業務責任者を配置すること。

(3)　業務場所は特定の場所を定めず、業務を実施するにあたり合理的と判断される場所を委託者、受託者にて協議を行った上で定め、円満な業務実施に努めるものとする。なお、業務場所の確保にかかる一切の費用は受託者が負担すること。

9　留意事項

(1)　委託料の支払い

業務委託料は業務完了後に一括払いとし、受託者から業務完了報告書を受領し、検査合格後、適正な請求に基づき支払うものとする。

(2)　その他業務の適正な実施について

ア　本業務の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び関係法令を遵守すること。

イ　契約期間中に、サービス内容及び業務内容に変更が生じた場合には、速やかに本市と協議を行い、変更契約を締結すること。

ウ　各居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所における連携システムの導入にあたり、必要となる機器等やライセンス料の費用などこれにかかる一切の費用については受託者の負担は発生しない。

エ　業務上知り得た情報について、本市の承諾を得ずに本業務以外への使用、第三者への提供を行わないこと。これは、本業務終了後も同様とする。

オ　委託者は、業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとし、受託者はその求めに応じなければならない。

カ　受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせないこと。ただし、あらかじめ委託者の承諾を受けた場合は、この限りでない。

キ　本仕様書は、本業務の基本的内容について示すものであるが、仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行する上で当然実施しなければならないもの、又は必要と認められる事項については、すべて実施すること。

ク　本仕様書は主要事項について記載したものであり、不明な点や、仕様書に定めのない事項や疑義については、本市と別途協議の上決定、対応すること。

10　担当者

廿日市市健康福祉部高齢介護課　介護保険係　担当者：森
〒738-8512　広島県廿日市市新宮一丁目１３番１号　山崎本社みんなのあいプラザ３階
電話　0829-30-9155（直通）　ＦＡＸ　0829-20-1611
E-mail:koreikaigo@city.hatsukaichi.lg.jp